こんな時、どうするの? 刈り取られた雑草

会報でお知らせするほどの照会、相談事例はありませんでしたので、廃棄物処理アドバイザリー事業などで、廃棄物処理法の基礎研修をおこなっておりますがその研修の中で、御披露している廃棄物の種類について、御紹介します。

- 公園や田の土手などで刈り取られた雑草は廃棄物か?
- ⇒ 公園、河川の場防や田畑の土手などで、雑草を刈り取りしますが刈り取られた雑草は、廃棄 物か有価物か。判断するにあたっては、物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引 価値の有無、占有者の意思を総合的に判断することになります。まずは、物の性状について、 利用用途を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生はないか、利用用途はあるか、これといっ たものは見当たりませんが、腐葉土の原料にはなると思われます。次に、排出の状況につい ては、計画に沿ったもので保管、品質管理がなされているか、伸びたら刈り取るといった感 じで、判断はつきません。通常の取り扱い形態については、市場が形成され、廃棄物として 処理されている事例はあるか、市場はなく廃棄物として処理されている事例はあると思いま す。取引価値の有無については、有償譲渡されている事例は聞いたことはありません。最後 に、占有者の意思については、そのまま置いて土にかえるのを待つという感じでしょうか。 物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判 断すると、腐葉土の原料になりうる程度で、有価物と判断するには難しく、だからと言って、 廃棄物と断定するまでの状況になく、占有者の意思を尊重して来年土にかえるのを待つとい うことでしょうか。しかしながら、刈り取った草をどのような状況下で土にかえるのを待つ かという問題もあります。例えば、河川の堤防に隣接して住宅がある場合などは、住宅地に 刈り取った草が飛んで行ってしまうような場合など、つまり飛散して生活環境に影響を及ぼ す場合には、放置せずきちんと処理する必要があります。東横インの事件のように、地下室 に保管していたつもりが、硫化水素を発生させ人の健康に被害が出で、事件に至るケースも あります。生活環境や人の健康に影響が出るような処理、保管は不法投棄になる恐れがあり ますので、くれぐれもご注意ください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中!

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託 契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、 支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- ○排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- ○マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- ○処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- ○処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- ○契約期間は1年間。
- ○料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円) ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。